平成２５年度道徳教育全体計画

八王子市立南大沢小学校

【法的根拠】
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
都･市の教育目標

［教　育　目　標］
人間尊重の精神を基に、児童の可能性を引き出し、自ら学び判断し、実践する力を養うとともに、社会性と国際的視野を身に付けた、心身ともにもに 調和のとれた児童の育成を目指す。
仲良く　元気で　がんばる子

１地域の実態
〇新住民が多く、教育に対する多様な考えが存在し、その結果、児童の学力差が大きくなっている。
２地域・保護者の期待や願い
〇学校でなければできない力を身に付けさせてほしい。
３期待される子ども像
〇基礎・基本を確実に身に付けた子ども
〇学んだことを応用･発展させる意欲と能力をもった子ども

学校の道徳教育の目標
〇素直に自分を見つめ、よりよく生きる子ども。
〇相手のことを思いやり、生命を尊重しようとする子ども。

道徳の時間　各学年の指導の重点

第１学年及び２学年
・健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
・友達と伸良くし、助け合う。

第３学年及び４学年
・約束や社会のきまりを守り、公徳心をもつ。
・友達を理解し、信頼し、進んで助け合う。

第５学年及び６学年
・生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。
・公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。

各教科における道徳教育
国語・言語感覚を養うことによって感性や情操を豊かにし、円滑な人間関係をつくる。
杜会・杜会生活についての理解を図り、社会の一員としての責任ある行動をとれるための公共心・公徳心を育てる。
算数・論理的な判断力や考え方を育て、進んで日常生活に生かそうとする実践的態度を養う。
理科・自然の事物・事象について理解を深め、生命を尊重し、自然を愛する豊かな心情を育てる。
生活・具体的活動を通して、基礎的な生活習慣を身につけ、自立への基礎的な能力と態度を養う。
音楽・表現および鑑賞の活動を通して、豊かな情操を養う。
図画工作・表現および鑑賞の活動を通して、豊かな情操を養う。
家庭・日常生活に必要な知識や技能を習得し、家族の一員として家庭生活をより良くしていこうとする実践的態度を養う。
体育・運動に親しみ健康の増進・体力の向上を図ると共に、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

指導方針
◎年間指導計画に基づき、児童の道徳的実践を促す。
〇道徳的実践力を育成する。
・道徳的判断力を高める
・道徳的心情を育てる
・実践の意欲と態度を育てる指導の工夫
〇各教科、特別活動との関連を図る。（補充・深化・統合）

特別活動
〇集団活動を通して望ましい人間関係を培うと共に、自主的・実践的な態度を育てる。
〈学級活動〉
学校や学級生活で必要な基本的生活習慣や、望ましい人間関係を育てる指導を通して、道徳的な実践態度を育てる。
〈児童会活動〉
児童の自主的・自治的な活動を通して、他人の立場に立って協力し合う態度を育てる。
〈クラブ活動〉
望ましい人間関係を育て、個性の伸長を図る。
〈学校行事〉
諸行事の体験的な活動を通して、道徳性を養う。

総合的な学習の時間
・学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に、主体的・創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

生活指導
〇望ましい生活習慣を身につけ、個性を認め合い、協力し合う児童の育成に努める。
・児童相互、児童と教師の心の交流を深める。
・共感的、受動的な児童理解に努める。
・年間目標を決め、道徳的実践を促す。・家庭・地域と協力し、一体となって指導にあたる。

教育環境
道徳的実践意欲を高めるため、人的・物的環境の整備に努める。
(環境美化.整理、整頓の指導等)

家庭･地域との連携
学校と家庭、地域杜会とが協力して行う教育活動の実践を通して、道徳教育の推進を図る。
また、生活経験が家庭や学校で相互に生きるよう、学校・家庭・地域社会の連携を図る。